資料 1

香川県青少年問題協議会委員名簿

五十音順　敬称略（R6.10.1 現在）

氏　名	所属団体等における役職名
相本　茉樹	香川県弁護士会所属弁護士
岡　悦子	香川県臨床心理士会会長
小方　直幸	香川大学副学長、香川大学教育学部教授
紫和　恵理子	香川県 PTA 連絡協議会事務局長
竹森　元彦	香川大学医学部教授
田中　一男	高松家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
田中　隆子	青少年育成アドバイザー
谷本　誠司	高松保護観察所所長
仁木　彩乃	特定非営利活動法人さぬき自立支援ネットワーク理事
廣瀬　純子	香川県青年団体協議会事務局次長
古田　忠弘	四国新聞社編集局運動映像部部長
松本　美千代	香川県医師会常任理事
渡邊　浩三	香川県少年団体協議会会長

資料２

令和６年度 香川県青少年問題協議会 配席図

日時：令和７年１月15日（水）14:00～
場所：香川用水記念会館１階　多目的室

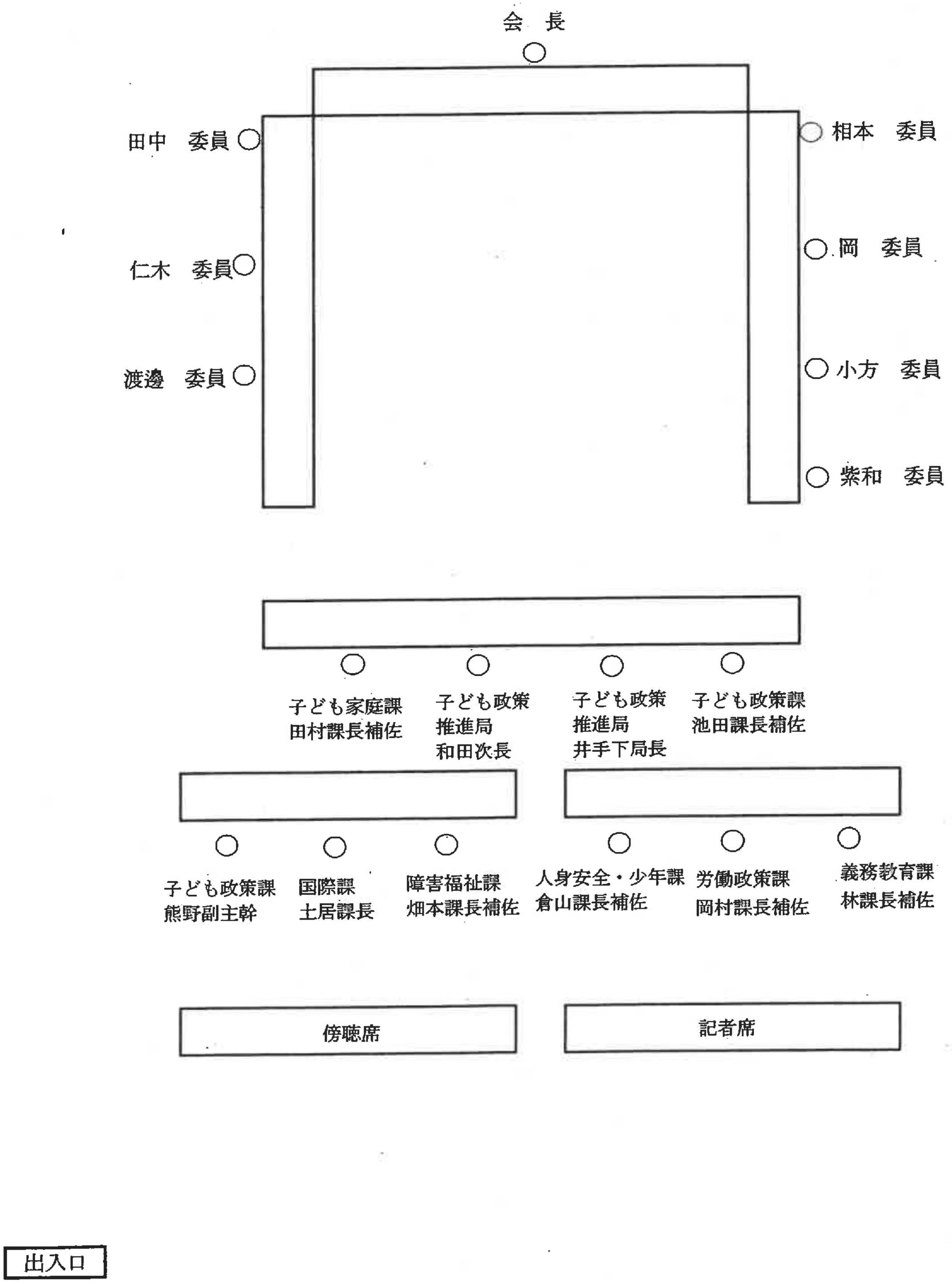

資料３－①

地方青少年問題協議会法

昭和28年７月25日法律第83号

最終改正　平成25年６月14日法律第44号

（設置）

第１条　都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第２条　地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

（２）青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

２　地方青少年問題協議会は、前述に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第３条　地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第４条　地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

（経費）

第５条　国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

（条例への委任）

第６条　この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附　則

１　この法律は、公布の日から施行する。

（以下略）

資料３－②

香川県青少年問題協議会条例

昭和28年10月６日条例第50号

最終改正　平成25年10月11日条例第53号

（設置）

第１条　地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第１条の規定に基き、香川県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員の数は、15人以内とする。

２　委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。但し、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　会長は、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理する。

（副会長）

第５条　協議会に副会長１人を置き、委員の互選によつて定める。

２　副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

（専門委員）

第６条　協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する。

（勤務）

第７条　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（雑則）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（以下略）

かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン

概要版

未来を拓くたくましい子ども・若者の育成をめざして

策定の趣旨

県では、平成24年に「かがわ青少年育成支援ビジョン」を策定し、青少年健全育成のための施策を総合的に推進してきました。この間、子ども・若者を取り巻く社会環境はますます複雑化し、国においては、平成28年に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者ビジョン」に代わる新たな大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」が作成されました。香川の子ども・若者がそれぞれの能力や個性をきらめかせ、自分の人生と社会の未来を切り拓くことができるよう、県民が一体となって健全な子ども・若者の育成に取り組むための行動指針として「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」を策定します。

性格と役割

○県の子ども・若者育成支援の基本理念や基本方針を示す行動指針とします。

○「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付けます。

○「新・せとうち田園都市創造計画」や「香川県健やか子ども支援計画」、「香川県教育大綱」、「香川県教育基本計画」等との整合性を図っています。

対象とする範囲

0歳から40歳未満の子ども・若者を対象とします。

実施時期

平成30年度から実施し、必要に応じ適宜見直します。

基本理念と基本指針

めざす子ども・若者像

自分の人生と社会の未来を
自らの力で切り拓くたくましい子ども・若者

自己の確立と社会の能動的形成者としての成長を支援

一人ひとりの状況に応じた地域ネットワークの中でのきめ細やかな支援

基本指針1	基本指針2	基本指針3	基本指針4
健やかな成長のための支援	困難な状況にある子ども・若者への支援	社会全体で支えるための環境整備	創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

すべての子ども・若者

創造的な未来を切り拓く子ども・若者

困難な状況にある子ども・若者

子ども・若者を育て支え合う家族

支え合う社会

ビジョンの内容

基本指針1 健やかな成長のための支援

1 日常生活能力の習得支援

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、規範意識は、大人や他者とのかかわりの中で発達の段階に応じて身に付けることが大切であるため、学校、家庭、地域が連携して習得支援を推進します。また、子ども・若者が心と体の健康を維持できるよう運動する意欲の向上、健康教育の推進を図ります。

2 多様な活動機会の提供

子ども・若者の自立には、自然体験や社会体験、同世代・異世代の人々、異文化をもつ人々との交流などにより、生きる知恵や多様な価値観、社会性を身に付けることが欠かせないため、実感や発見、感動を得られる活動機会を提供することが必要です。地域や学校が連携して、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を推進し、社会における役割や社会とのつながりに気付くよう支援します。

3 社会形成参画・社会参加支援

社会の能動的形成者として子ども・若者を育成するために、意見表明など社会形成への参画機会の提供や、ボランティア活動の紹介、顕彰を通して社会参加活動の促進を図ります。

4 職業的自立・就労などの支援

若者の職業的自立や就労などを支援するために、学校においては、地域や企業などとの連携を図り、キャリア教育や職業教育を充実し、主体的に進路を選択できるよう、細やかな指導や相談に努めます。また、若者の就労に向けた支援を行い、安定した雇用の確保を図ります。

基本指針2 困難な状況にある子ども・若者への支援

1 児童虐待防止対策の推進

関係機関や団体などの連携により、児童虐待の未然防止に努めるとともに、虐待を早期発見し、虐待を受けた子どもとその保護者を対象として、家族の再統合や自立に向けた長期的な支援を続けることに努めます。

2 暴力行為、いじめ、高等学校中途退学などの問題行動等及び不登校への対応

問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努め、地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めます。また、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導により、高等学校中途退学や不登校の解決を目指します。

3 インターネットに起因する問題への対応

インターネットの利用に関するルールづくりや情報モラルについて児童生徒に教育を行うとともに、保護者に対しても情報提供を行い、情報通信技術が適切に利用されるよう努めます。

4 非行への対応

少年と家庭や学校、地域との絆を強くして、少年の居場所を作り出し、関係機関と連携して立ち直り支援に積極的に取り組むことにより、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

5 ひきこもりへの支援

関係機関や団体などが連携し、ひきこもり地域支援センターを中心とした支援ネットワークづくりに努めるとともに、訪問支援や居場所の提供など状況に応じた細やかな支援を推進します。

6 若年無業者などへの支援

若者の自立に向けて、意識啓発や職業訓練などを積極的に行うことにより、若者の能力開発を推進し、安定就労及びキャリア形成を支援します。

7 子どもの貧困問題への対応

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されること、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

8 多様な子ども・若者への支援

性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、すべての子ども・若者が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できる社会の実現に向け、多様な背景を持つ子ども・若者に対して適切な支援を行います。

9 育成支援ネットワークによる支援の推進

関係機関・団体による育成支援ネットワークを形成し、相談機関や医療機関などの専門機関と連携し、状況を適切に見極め、それぞれが果たす役割を明確にして支援を行います。

基本指針3　社会全体で支えるための環境整備

1 保護者等への積極的な支援

生活習慣の基礎を子どもが身に付けるよう、保護者が自主的に取り組むとともに、保護者等への相談・支援体制を充実させ、地域、学校、行政等が家庭を支え、社会全体で子育てを助け合う環境づくりに努めます。

2 社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発

校区会議を母体として、県民運動推進員を中心に、「みんなで子どもを育てる県民運動」を展開し、社会が一体となって子ども・若者を育てる意識の啓発を図ります。

3 子ども・若者育成支援に関する情報提供

団体などの活動状況や相談・支援機関などの情報の提供を行い、子ども・若者の活動支援や相談支援に努めます。特に、困難な状況にある子ども・若者やその家族に情報が的確に届くよう努めます。

4 地域における育成支援ネットワークの充実

子ども・若者を支援するため、育成支援ネットワークの機能の充実や人材育成を図るとともに、育成の基盤として開かれた家庭づくりを推進します。

5 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり

日常生活を営む場における犯罪の抑制や子どもが安全に登下校できる環境整備のため、地域社会と関係機関が一体となって安全・安心なまちづくりの推進を図るとともに、自然災害の発生に備え、一人ひとりの命を守る地域づくりに努めます。

6 有害環境の浄化

青少年保護育成条例の適切な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに、非行の温床になるような場所の改善や事業者に自主規制を求めるなどの取組みにより、有害な環境の浄化に努めます。

7 インターネット上の有害情報対策の推進

インターネット利用に関して、フィルタリング設定の徹底や家庭でのルールづくりなどの啓発を行い、有害情報対策を推進するとともに、情報モラルの育成に努めます。

基本指針4　創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

1 グローバル社会で活躍する人材の育成

国際交流活動の機会の提供や国際理解教育の展開により、グローバル社会で活躍する人材の育成に努めます。

2 地域づくりで活躍する若者の応援

人口減少を抑えるとともに地域を支える人材を確保するため、県内大学等の特長を生かした魅力づくりや地域との連携推進を支援するとともに、地域おこし協力隊員が定住・定着しやすい環境づくりに努めます。

3 未来の芸術家、競技者の育成

子ども・若者が文化芸術に触れる機会の充実を図り、未来の文化芸術の担い手を育成するとともに、国際舞台において活躍できるトップアスリートの育成を目指した指導体制や環境の整備に努めます。

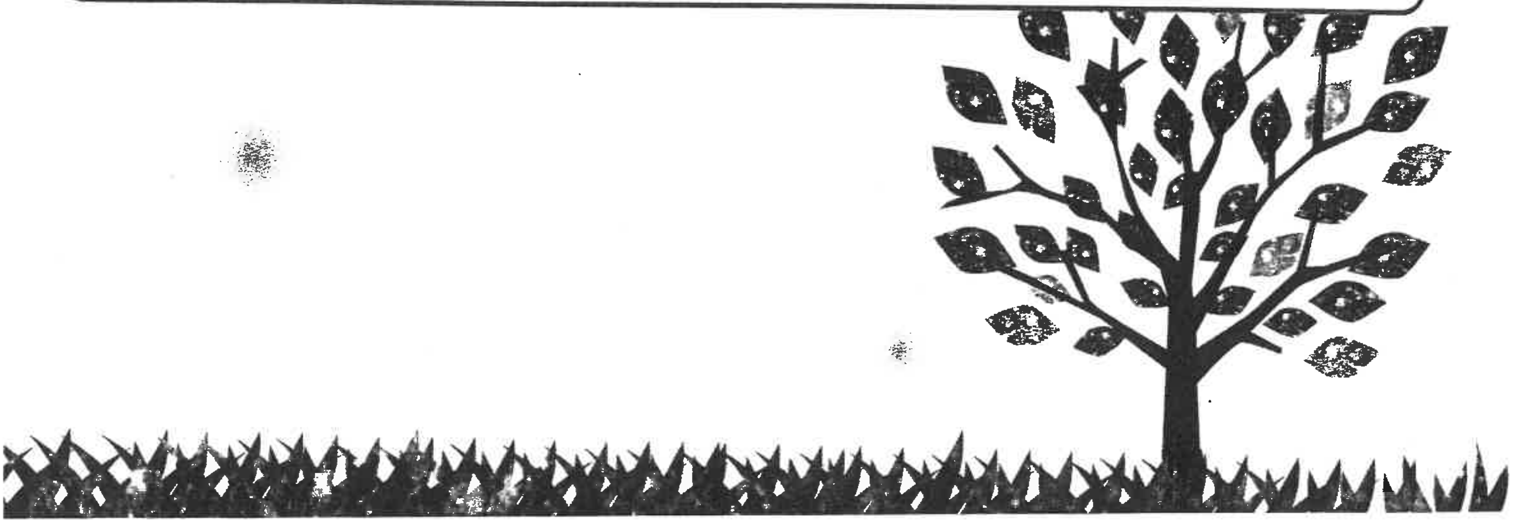

推進のために

県民や地域団体、NPO、学校、企業、行政などの多様な主体が参画と協働により、積極的に子ども・若者の育成支援にかかわり、ネットワークを形成して、主体的に役割を担い、ともに手を携え、支え合い、助け合う共助の社会づくりに努めましょう。

●県・市町の役割
青少年活動推進本部を中心として関係機関や市町との連携を強化し、情報共有とネットワークの充実や活動推進のための人材育成、条例などの適切な運用による有害環境の浄化を推進する。

●学校の役割
確かな学力の育成と個に応じた教育、豊かでたくましい心と健やかな体をはぐくむ教育を推進し、問題行動の防止に努め、家庭や地域との連携による教育力の向上を図る。

●家庭の役割
日常生活能力や規範意識の育成など、子ども・若者が自立の基盤を築けるように育てるとともに、何でも話し合える明るい家庭づくりに努め、子ども・若者とともに地域活動に積極的に参加する。

●地域に期待される役割
地域住民の交流を促すとともに子ども・若者の居場所が生み出せるよう地域活動を活性化し、地域への誇りを育てる。学校、家庭、地域団体、民間団体などの協働の推進を図り、子ども・若者の育成支援に努める。

●企業・民間団体などに期待される役割
若年者雇用に対する理解と若年労働者育成の充実を図り、若者が生き生きと働くことのできる環境をつくるとともに、学校や地域との連携を積極的に推進する。

互いによく知り、よく学び、支え合う、共助の社会の実現

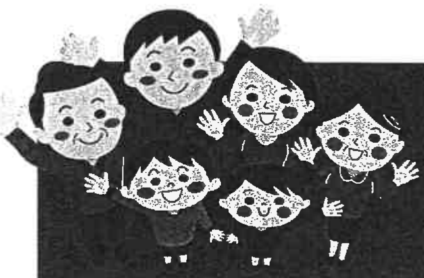

かがわの子ども・若者のみなさんへ

～君が好き！あなたが大事！～

自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓こう

1. 夢や目標をもって自分の未来を切り拓きましょう
2. 他人を思いやる心を大切にしましょう
3. 自分で考え、責任を持って行動しましょう
4. 社会のルールを守りましょう
5. 地域や社会の一人としてともに心豊かな社会をつくりましょう

君が好き!あなたが大事!

みんなで子どもを育てる県民運動

香川県健康福祉部 子ども政策推進局 子ども政策課　〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10
TEL 087-832-3195　FAX 087-806-0207　HP 香川県子ども政策課 検索

平成30年4月発行

「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」における 青少年行政施策について	資料5－① 子ども政策課

1 青少年健全育成事業

① 「みんなで子どもを育てる県民運動」活性化推進事業

・少年育成委員、少年警察補導員、保護司等に従事し、青少年の健全育成に貢献された11名を青少年育成功労者として表彰した。

　また、青少年善行者として各中・高等学校・大学から推薦された、地域でボランティア活動を展開している４団体、３個人を表彰した。

令和６年６月５日(水)　香川県社会福祉総合センター

(会場120名、オンライン35名参加)

青少年善行者表彰

② 県民運動普及啓発事業

・県ホームページ「きらきらかがわ青少年ネット」等を用いて、青少年の健全育成に関する情報を周知した。

③ 地域ネットワーク強化推進事業

・子ども・若者の育成支援者の支援力の向上とネットワークの強化を図るため、「子ども・若者育成支援者研修会」を開催した。

第１回　令和６年10月７日（月）香川県社会福祉総合センター

(会場42名、オンライン23名参加)

第２回　令和６年12月19日（木）香川県社会福祉総合センター

(会場43名、オンライン33名参加)

・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、「子ども・若者支援地域協議会　実務者会議」をオンラインで開催した。

令和６年６月13 日（木）　香川県庁北館401会議室

(オンライン35名参加)

・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族を必要な相談・支援機関につなぐために活用できるよう、「かがわ 子ども・若者 相談・支援機関ガイドブック」を県ホームページに公開している。

子ども・若者育成支援者研修会

④ 青少年健全育成啓発事業

クリスマス・インターナショナル・アクティビティー

・公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金と共催で、「ふるさと体験ツアー」、「クリスマス・インターナショナル・アクティビティー」を実施した。

参考資料①

⑤ 青少年育成香川県民会議事業

「家庭の日」ポスター展
(三豊マリンウェーブ)

・「みんなで子どもを育てる県民運動」推進大会を６月５日（水）に開催したほか、青少年の自立、開かれた家庭づくりの推進を図るために、７月８日（月）に「少年の主張香川県大会」をレクザムホール小ホールで開催した。また、「家庭の日」ポスターコンクールを実施し、434点の応募があり、特選、入選、佳作あわせて50点を選定し、県内４か所でポスター展を実施した。

２ 青少年非行防止対策事業

① 有害環境の浄化

・香川県青少年保護育成条例に基づき児童福祉審議会健全育成部会を開催し、10月21日（月）に６冊を有害図書に指定した。

・７・８月の２か月間を「夏の青少年非行・被害防止県民運動期間」とし、県内の中・高・特別支援学校、高等専門学校に青少年保護育成条例に基づく深夜外出の制限等に関する通知を行い、生徒やその保護者に対する啓発を図った。

参考資料②

② インターネット上の有害情報対策の推進

・県警察と連携して県内の家電量販店（携帯電話販売コーナー）を巡回し、機器購入時におけるインターネット利用の危険性に関する説明やフィルタリング設定の推奨を要請した。

・２月から５月の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」期間には、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動の実施について各市町や教育委員会等へ依頼を行った。

参考資料③④

義務教育課施策の概要

1 生徒指導上の諸課題の現状と対策

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」の結果より

(1) 暴力行為の発生件数の推移とおもな対策

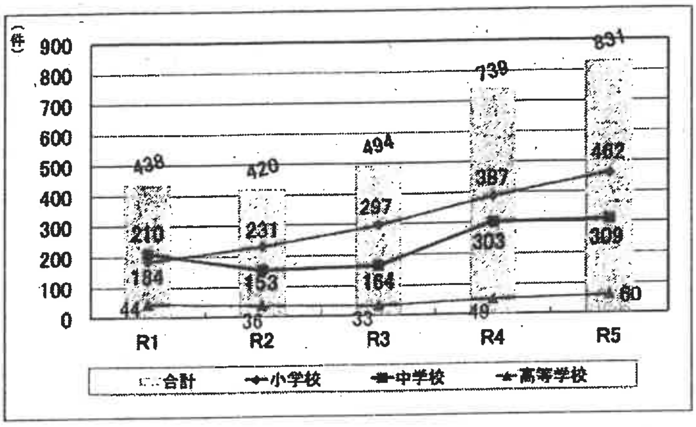

●スクールサポートチーム派遣
●１３歳の自律教室
●学校・警察相互連絡制度
●明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業
●小中学校生徒指導担当教員連絡協議会

(2) いじめの認知件数の推移とおもな対策

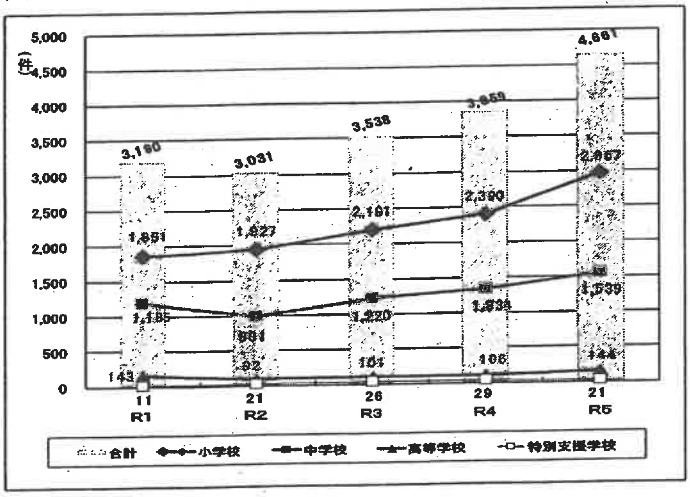

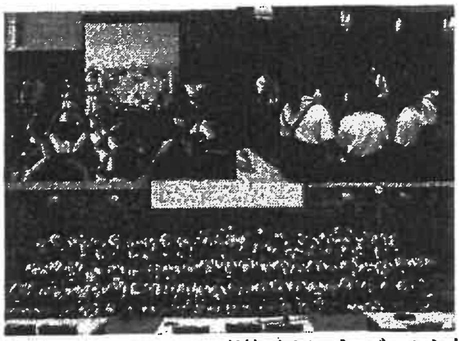

●明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業
（いじめゼロ推進プロジェクト）
（いじめゼロ子どもサミット・セミナー）
●いじめ電話相談２４時間事業
●香川県いじめ防止対策連絡協議会

(3) 不登校児童生徒数の推移と主な対策

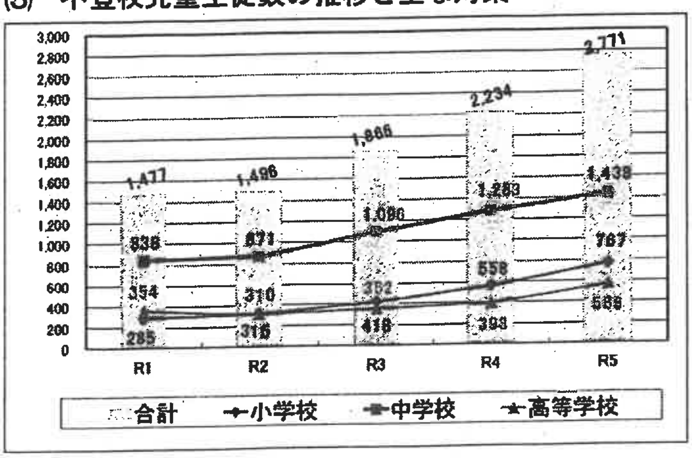

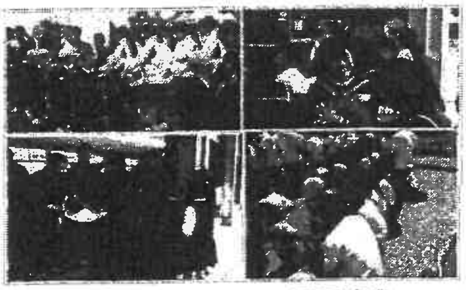

●スクールカウンセラー配置事業
●スクールソーシャルワーカー配置促進
●校内サポートルーム研究指定校事業
●香川県不登校児童生徒支援協議会
●明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業
（魅力ある学校づくりプロジェクト）

令和６年度 生徒指導上の諸課題の未然防止等に向けた事業体系

実態把握
児童生徒理解の深化

「チーム学校」連絡協議会

① **児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査**

児童生徒の問題行動･不登校等について、実態をより正確に把握し、これらの課題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校等の状況等について調査を行う。特に、いじめについては、より積極的な認知を進める。

② **小・中生徒指導連絡協議会/中・高生徒指導連絡協議会/「チーム学校」連絡協議会**

学校間の連携･接続に関する現状と課題について共通理解を図るとともに、問題行動防止プログラム等に基づいた効果的な連携の在り方を協議する。

自己指導能力の育成

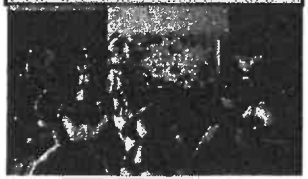

いじめゼロ子どもサミット2025
実行委員養成セミナー

③ **豊かな心を育てる事業 「いのちのせんせい」派遣事業**

助産師、救急救命士等「いのちのせんせい」を希望する学校に派遣し、出前授業を行うことで、生きることの意味や命の大切さの実感を促す。

④ **(新)明日も行きたくなる学校づくりプロジェクト事業**

暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止に向け、研究指定校にて①いじめゼロ推進プロジェクト②心の小さなSOS早期発見プロジェクト③魅力ある学校づくりプロジェクトの3つのプロジェクトの推進により、「明日も行きたくなる学校」を目指す。

⑤ **１３歳の自律教室**

まもなく刑事責任年齢を迎える中学1年生を対象に、専門家による法教育を行い、生徒が社会のきまりを守り、社会的に自立できるように育成する。

⑥ **非行防止教室**

非行の低年齢化対策として、県警本部と連携した非行防止教室を実施する。小4･小6･中2を対象に、万引き防止やネットの安全利用を中心とした授業を実施する。

「チーム学校」
生徒指導体制の支援

SSW月例研修会

⑦ **スクールサポートチーム（ＳＳＴ）派遣事業**

学校だけでは対応が難しい状況にある学校に、元警察官、元検察官等からなるスクールサポートチームを派遣する。

⑧ **スクールカウンセラー（ＳＣ）配置事業/SCSV事業/KSR研究指定校事業**

全ての小･中学校にSCを派遣し、教育相談体制の支援を行う。また、経験の浅いSCのために、臨床心理士が助言するスーパーバイズ(SV)事業を行う。さらに、別室登校児童生徒を対象に校内サポートルーム(KSR)を開設する学校を研究指定し、実践研究を推進する。

⑨ **スクールソーシャルワーカー（市町ＳＳＷ）配置促進事業**

市町がスクールソーシャルワーカー(市町SSW)を学校に派遣する経費の一部を補助する。

⑩ **学校支援アドバイザー活用事業／スクールソーシャルワーカー派遣事業**

大学教員からなるスクールソーシャルワーカー(県SSW)や、県教育センター配置の学校支援アドバイザーが、教員への指導助言や市町SSWのスーパービジョンを行う。

⑪ **いじめ相談電話２４時間体制事業**

県教育センターにおいて、いじめ問題に関する電話相談を24時間体制で実施する。

⑫ **スクールロイヤー相談事業**

学校事情に精通した弁護士が、教育委員会や学校管理職に対して、虐待やいじめ、外部からの過剰な要求への対応等について、その初期段階において法務整理や対応方針の助言等を行う。

関係機関等との連携

かがわマナーアップリーダーズ

⑬ **香川県いじめ防止対策総合推進事業**

法律に基づき、「香川県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するとともに、「香川県いじめ防止基本方針」に従った対策を推進する。

⑭ **不登校支援ネットワーク事業**

学校関係者に加え、民間団体を含む関係機関等で構成する「香川県不登校児童生徒支援協議会」を設置し、学校と関係機関が一体となった不登校児童生徒支援のあり方を検討する。不登校対策コーディネーターが、不登校児童生徒支援について関係機関の連絡調整を進める。

⑮ **学校・警察相互連絡制度**

学校と警察が相互に連携し、児童生徒の非行防止や立ち直り支援、犯罪被害の防止に努め、児童生徒の健全育成を図る。

⑯ **学生ボランティア派遣事業**

県内の大学と連携し、教職をめざす学生を学校に派遣し、学生と児童生徒が共に活動しながら相互に学ぶ機会を提供する。

⑰ **インターネット有害情報対策事業**

スマホ等の利用状況調査の結果を基にインターネットの正しい利用に関する啓発を行う。

⑱ **かがわマナーアップリーダーズ／さぬきっ子あいさつ運動**

あいさつ運動やボランティア活動によって、子ども同士はもとより、子どもと地域の大人との豊かな人間関係づくりを図り、問題行動の未然防止を図る。 ※他課との連携事業

「いじめゼロ子どもサミット」 開催スケジュール

				2022年8月	2023年8月	2024年8月	2025年8月
子どもサミット2009	子どもサミット2012	子どもサミット2015	子どもサミット2018	子どもサミット2022	実行セミナー	実行セミナー	子どもサミット2025

◎セミナー、サミットに参加した児童・生徒を中心に、各学校で、毎年11月を「いじめゼロ強調月間」として活動。

地域若者サポートステーションについて

香川県労働政策課

1　地域若者サポートステーションとは

厚生労働省が、平成 18 年度にニート等若者に対する職業的自立支援の拠点として、地域若者サポートステーション（愛称「サポステ」）を地方自治体と連携し、全国 177 カ所に設置。

働くことについて悩みを抱える若者を対象に様々な就労支援を実施している。

2　香川県内の設置状況

対象地域	名　称	所在地
県東部地域	かがわ若者サポートステーション	高松市花ノ宮町
県西部地域	さぬき若者サポートステーション	丸亀市富屋町

※サテライト（観音寺・小豆 等）や出張相談（ハローワーク丸亀・土庄、さぬき市役所 等）も実施

3　支援対象

仕事をしていない 15 歳～49 歳の方とその保護者

※令和２年度から、就職氷河期世代への支援として、サポステの支援対象年齢の上限が従来の 39 歳から 49 歳に引き上げられた。

4　支援内容

厚生労働省と地方自治体との協働によりサポステ事業を整備し、一般社団法人 toki-line（トキライン）に委託して運営している。

・令和５年度実績　新規登録者 93 人（うち就職氷河期世代 9 人）
進路決定者 97 人（うち就職氷河期世代 15 人）
進路決定者のうち就職者数 83 人（うち就職氷河期世代 12 人）

【厚生労働省（香川労働局）が実施する主な取組み】

○ 相談窓口の整備

○ キャリア・コンサルティング
キャリアコンサルタントなどの専門家が進路相談を実施

○ 職場体験プログラム
原則として１週間～３か月程度の職場体験を実施

○ 就労後の定着・ステップアップ支援
利用者が就労した後の職場定着支援や、アルバイトから正社員へのステップアップを支援

【県が実施する主な取組み】（令和６年度予算 13,129 千円）

○ 各種セミナーの開催
コミュニケーション能力養成、資格取得、就職活動準備など
・令和５年度実績　1,238 回、延べ 1,942 人参加

○ 臨床心理士による心理相談
臨床心理士による悩み相談や保護者カウンセリングを実施
・令和５年度実績　82 回

○ 企業でのジョブトレーニング
概ね１週間以内の短期就労体験を実施、ジョブトレサポーターが同行して支援
・令和５年度実績　69 人、ジョブトレサポーターによる連絡調整 139 回・同行支援 200 回

○ ニート等の若者の発見誘導の強化
支援対象者の発見とサポステへの誘導のため、家庭等への訪問支援、講演会開催等を実施
・令和５年度実績　訪問支援 21 回・26 人、講演会 2 回・90 人

子ども家庭課

児童虐待防止対策の推進

1 児童相談所における児童虐待対応件数の年度別推移

（単位：件）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
香川県	727	760	959	1,181	1,375	1,228	1,264	1, 037	1, 152	1, 271
全　国	88,931	103,286	122,578	133,778	159,838	193,780	205,029	207, 660	219, 170	－

※令和5年度の全国の件数は集計中。

＜令和5年度の傾向＞

・種類別の件数では、「心理的虐待」が755件（59.4%）と最も多く、「身体的虐待」は311件（24.5%）、「ネグレクト」が190件（14.9%）と続く。

なお、「心理的虐待」については、平成26年度以降、10年連続で虐待の種類の中で占める割合が最も高くなっている。

・主たる虐待者では、「実父」が最も多く、578件（45.5%）、続いて「実母」が511件（40.2%）、「実父以外の父（養・継父等）」が136件（10.7%）、「実母以外の母（養・継母等）」が10件（0.8%）となっている。

・通告経路別では、「警察等」からが最も多く850件（66.9%）、「福祉事務所（市）」が116件（9.1%）「学校・教育委員会等」が91件（7.2%）と続いている。

2 令和6年度における児童虐待対策の強化に係る取組み

(1)児童相談所の強化体制の維持

・国の配置基準を満たす児童福祉司、児童心理司を確保し、計63名（児童福祉司43名、児童心理司20名）を配置

・非常勤嘱託弁護士、現職警察官の配置を継続

・保健師の配置による市町母子保健部門との連携強化

・子ども女性相談センター地域連携支援室に配置した市町村支援児童福祉司による市町巡回相談を通じ、市町の対応力向上と連携強化を促進

(2)児童相談所の機能強化

・児童虐待の再発防止に向けた、効果的な保護者指導・支援が求められており、児童福祉司等の経験年数等に応じた段階的・実践的な研修を実施するとともに、医師等との連携による保護者指導・支援プログラムの実施を通じた家族再統合を促進

(3)児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、関係機関との連携強化

・児童虐待防止推進月間におけるパネル展や県内関係施設へのポスター掲示、高松市との共催による児童虐待・DV防止等啓発街頭キャンペーン及び高松シンボルタワーのライトアップ、県民も対象とした「香川県児童虐待防止講演会」の開催等を通じた啓発を実施

・妊娠中からの虐待予防に向けたメール相談、電話相談等を実施
・子ども女性相談センターにおいて、24 時間 365 日体制で通告・相談に応じられる体制を確保
・市町や関係機関など児童虐待防止対策関係者の資質向上のための研修会等の実施
・児童虐待に対応する医療機関との連携強化
・児童虐待とＤＶが併発する家庭における、ＤＶ被害者及び児童のニーズに沿った支援の充実を図るため、支援に携わる者に対する研修の実施や、児童虐待対応及びＤＶ対応を担う機関間の連携強化を図るとともに、ＤＶ被害者と児童に対して適切な保護及び自立支援を実施

(4)一時保護児童への支援の充実
・児童相談所における介入的な関わりの強化等に伴う一時保護の増加（平成 30 年度：510 件 → 令和５年度：793 件）を受け、委託一時保護が行われた児童への個別的なケアを行う一時保護専用施設を設置する社会福祉法人への支援を継続
・一時保護児童への学習支援の充実を図るため、学習指導協力員（教員ＯＢ）の配置を継続

(5)社会的養育体制の充実、自立支援に向けた取組み
・子ども女性相談センター、西部子ども相談センター（以下「両児童相談所」という。）に専任の里親養育支援児童福祉司を配置し、里親等委託調整員、里親支援機関（児童養護施設、乳児院、里親会）との連携による広報啓発、研修、訪問相談等の包括的な支援を実施
・児童養護施設等を退所する児童等に対する相談支援等のアフターケア、自立に必要な資金の貸付け等の経済的支援を実施
・児童養護施設や里親等に措置されている児童について、必要に応じ、措置解除後も引き続き施設や里親家庭等で生活するための居住費・生活費に係る支援を実施
・子どもの権利を保障するため、児童養護施設等の入所児童等を対象として、意見表明支援員（アドボケイト）が施設等を訪問し、意見表明支援を行うことにより、児童の意見を適切に受け止める体制を構築する事業を令和４年度から継続して実施。

(6)その他関連の取組み
・ヤングケアラー支援に関する有識者等を講師として、県内関係機関職員を対象に、支援技術の向上や多様な支援機関同士の連携強化を目的とした５回にわたる一連の研修を実施
・家族のケアをしている中高生等が交流し、必要に応じて参加者を相談に導くＳＮＳ・アプリ等を活用したオンラインサロンを月に１回程度開催

資料5－⑤

青少年健全育成に関する施策の取組みと現状について

香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課

1　少年非行の情勢

⑴　令和５年中の香川県における非行少年の検挙・補導人員は281人で、10年前と比較すると約６割減少しているが、令和３年以降は増加に転じており、前年と比べて犯罪少年、触法少年ともに増加した。また、罪種別では、犯罪少年、触法少年ともに窃盗犯が最も多いほか、触法少年の粗暴犯が大きく増加した。

⑵　全国的にみると、大麻や覚せい剤等の薬物乱用、ＳＮＳに起因する性犯罪等の事犯、「闇バイト」と言われる「犯罪実行者募集情報」をきっかけとした凶悪犯罪や特殊詐欺等が問題となっている。

2　県警察少年サポートセンターを中心とした取組みについて

⑴　少年相談活動

専門的知識と経験を有する少年補導職員等による電話相談窓口を開設し、少年や保護者等から様々な相談を受けている。

【親子カウンセリング制度】

心の専門家が、少年やその保護者に対して面接調査等を行い、その調査結果をもとに、少年補導職員等が個々のケースに応じた継続支援を行っている。

⑵　少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動・継続補導、被害少年への支援活動

継続的な面接や家庭訪問、農業などの体験活動等を通じて、問題行動を繰り返す子どもの立ち直り支援や犯罪被害を受けた子どもの心のケアを行っている。

⑶　街頭補導活動

繁華街等を巡回して、不良行為を見つけた場合には、子ども達を指導し、保護者の方へ連絡・助言をしている。

また、少年指導委員、少年警察補導員等のボランティアを委嘱し、警察職員と連携して、街頭補導活動、環境浄化活動、万引き防止啓発活動等、幅広い非行防止活動を行っている。

⑷　広報啓発活動

学校における非行防止教室等の開催や、少年非行防止・青少年健全育成を目的としたキャンペーン活動を行っている。

また、就学前の子どもを持つ保護者等を対象に、将来、子どもを非行に走らせないための家庭教育の重要性を訴える「チャイルドケア教室」も実施している。

資料５－⑥

障害福祉課

令和６年度　ひきこもり対策事業について

ひきこもりの長期化・高齢化に対応し、きめ細かな支援ができるよう、ひきこもり対策の総合的な支援体制の整備を図る。

①　支援実績のある民間人を雇用し、市町等のひきこもり支援体制を強化

ひきこもり地域支援センター（県精神保健福祉センター内）に専門的スキルを有した市町等支援員を配置し、各市町の現状や困りごとなどを把握し、改善のアドバイスをするなど、各市町の相談支援体制づくりを推進する。

②　「ひきこもりサポーター」の活用促進によるひきこもり支援の充実

行政だけでなく民間団体（一般社団法人 hito.toco）でもひきこもりサポーターを活用し、当事者・家族のピアサポート及び伴走型支援などきめ細やかな支援を図る。

ひきこもりサポーター：支援を行う有償ボランティア（R6.12 月末 登録者 82 名）

③　保護者対象のペアレントプログラムの実施（ペアレントメンターかがわ委託事業）

保護者から本人への効果的なアプローチによるひきこもりからの脱却及び家族支援の充実を図る。対象者を 18 歳未満の子を持つ親と 18～39 歳までの子を持つ親の 2 グループに分けて、5 回シリーズで親自身が子へのかかわりを見直し学ぶ機会とする。

④　交流・社会参加・体験のできる居場所事業の実施

ひきこもりの状態にある方や生きづらさを抱える方が安心して過ごせる場所や役割を感じる機会を創設するため、農業体験や調理、制作活動、ボランティアなど人との交流や作業体験を通じて、自信の回復やセルフケア能力の向上を図り社会参加を促す。県内 3 か所〔さぬきポレポレ農園（東讃地域）、ふじみ園のんびりやろうかい（中讃地域）、支援センターウィズ（西讃地域）〕で実施。

⑤　オンライン居場所事業の実施

対面コミュニケーションや外出が苦手などの理由から、支援に繋がりにくいひきこもり当事者やその家族の中間的居場所として、メタバース空間を使用したオンライン居場所を設置することで、支援の入口を広げていく。

⑥　ひきこもり相談に応じる地域相談者のスキル向上（ひきこもり専門相談員派遣事業）

県がひきこもり専門相談員（ひきこもり支援の豊富な相談実績及び知識を有する者）を委嘱し、市町及び保健所及び社会福祉協議会等ひきこもり相談を受ける者へのスーパーバイズや同伴支援等を行い、地域相談者のスキル向上と相談機能の充実を図る。

資料５－⑥

障害福祉課

令和６年度　自殺予防対策の取組みについて

本県では、「第２期いのち支える香川県自殺対策計画」（計画年度：令和５年度～令和９年度）を策定し、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を、市町、関係機関、民間団体など幅広い主体と連携・協力して自殺対策の推進に取り組んでいる。

①相談支援

・精神保健福祉センター、保健所、市町などでの電話や来所による相談支援
・いのちの電話協会などの民間団体が行う活動への支援
・ＳＮＳ（ＬＩＮＥ）を活用した心のケア相談※詳細は下記

②人材育成

・保健所や市町の相談対応窓口担当者向けの研修会の開催（8月6日実施）
・ゲートキーパー養成研修を精神保健福祉センターなどで実施
・かかりつけ医向け研修会の開催（9月8日実施）

③普及啓発

・自殺予防週間（9月10日～16日）の取組み
　・ことでんの中吊り広告の実施（9月10日～9月16日）
　・新聞、県広報誌への掲載　　県政テレビ番組、ラジオの放映
・世界メンタルヘルスデー（10月10日）の取組み
　・高松シンボルタワーでのライトアップ（10月4日～10日）を実施
・自殺対策強化月間（3月）の取組み予定
　・街頭キャンペーンの実施（3月3日 JR 高松駅前で実施予定）
　・普及啓発パネル展の開催
　　県庁ギャラリーでメンタルヘルスに関するパネル展を実施(3月17日～21日実施予定)
　・ＷＥＢ広告の実施
　・新聞、県広報誌への掲載　　県政テレビ番組、ラジオの放映

④若年層への対策

・こころの健康づくり出前授業の実施
　小学校、中学校、高校、特別支援学校、専修学校、大学（短期大学を含む。）に照会し、応募のあった42校に実施

※ＳＮＳ（ＬＩＮＥ）を活用した心のケア相談

受付時間　毎日午後5時から午後10時まで（5時間）
対 象 者　香川県内在又は県内に通勤・通学している方
相談方法　LINEアプリで「相談アカウント」を友達登録し、LINEのアプリ内ブラウザを利用して、ウェブチャットを立ち上げて相談を行う。

資料5―⑦

国際課施策の概要

グローバル社会で活躍する人材の育成として

（1）イタリア共和国パルマ市との青少年交流事業（令和６年度）

目的：香川県とパルマ市は、相互関係の進展及び両地域の発展に貢献するとともに、将来的な一層の交流発展を目指し、平成27年8月28日に交流協定を締結し、同年より、青少年交流事業を開始。

実績：平成29年度までは音楽交流を実施。平成30年度からは農業交流を実施。
令和２年度から令和４年度までは、新型コロナの影響により交流事業を中止していたが、令和５年度に４年ぶりに実施。
農業を通じた青少年交流事業の一環として、県内で農業を学ぶ学生５名をパルマ市に派遣

期　間　令和5年11月2日～8日
参加者　石田高校　1名（園芸デザイン科）
高松南高校　1名（環境科学科）
農業経営高校　1名（食農科学科）
飯山高校　1名（総合学科）
笠田高校　1名（農産科学科）
内　容　地元の農業学校で高校生と交流、農業施設や食品加工工場を視察

（2）中国陝西省との青少年交流事業（令和６年度）

目的：香川県と中国陝西省は、平成６年に友好県省提携に関する協定書を締結しており、青少年交流等を行い、両県省の相互理解と友好をより一層深めるため、令和元年度よりサッカー交流事業を開始。

期　間　令和６年９月９日～13日
参加者　英明高等学校サッカー部　20名
その他（引率者）　7名
内　容　西安市鉄一中学とのサッカー交流試合、西安オリンピック体育センター等見学

（3）ブラジル青少年派遣事業（令和６年度）

目的：南米日系社会の歴史と現状を知ってもらうとともに、現地香川県人会の若い世代を中心とした会員との交流を通じ、今後継続的な交流を続けられる関係を構築するため、県内の大学に在籍する大学生等をブラジルに派遣する事業を令和４年度より開始。

実績：期　間　令和６年12月５日～17日
参加者　香川大学大学院　1名（農学研究科）
香川大学　3名（教育学部、経済学部）
内　容　ブラジル香川県人会との交流、ジャパンハウスサンパウロで香川県のＰＲを実施、現地大学等の視察、帰国後に報告会を開催

（4）国際交流員の小・中学校及び高等学校等訪問事業

目的：国際交流員が県内の小学校及び高等学校等を訪問し、各学校が独自に創意工夫した活動プログラムへの参加を通じて、本県におけるに対する国際理解教育の充実と、学校における国際化の進展に寄与する。

実績：令和５年度　37校（小学校）
令和５年度　17校（中学校、高等学校等）

内容：母国の紹介（地理、衣食住、遊び、歌、言葉など）、料理講座、民芸品工作　など

社会形成参画・社会参加支援として

（1）地域日本語教育コーディネーター派遣事業（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）

内容：地域日本語教室へ出向き、日本語教室の運営、日本語指導方法等について必要な指導、助言等を実施。

（2）アイパルJICA高校生カレッジ（香川県国際交流協会事業）

内容：例年、高校生を対象とする国際理解プログラムを実施。
目的：世界の現状や異文化についての理解を深めるとともに地域や自分自身の将来等を仲間とともに考える。
実績：令和５年度　対面開催

多様な子ども・若者への対応として

（1）おやこ日本語教室（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）

目的：日本語学習を必要とする児童生徒が、コミュニケーションや学習活動で支障が生じない程度の日本語能力を身に付けられるよう、体系的に日本語を学習する機会を提供する。
また、日本の社会制度等の理解が十分でない親に対し、日本語の習得のみならず、地域の文化や社会制度などについても学習する機会を提供する。
開催；原則、毎週金曜日（16:00～21:00）
場所：ブックがる（丸亀市）

（2）小中学校における児童生徒への日本語学習支援（香川県国際交流協会事業）

内容：教育委員会からの依頼により小・中学校へ日本語ボランティアを派遣。日本語指導や教科学習補助を行った。
実績：令和５年度　派遣校数４校、指導回数のべ83回（108時間）

（3）アイパルこどもにほんご教室（香川県国際交流協会事業）

内容：日本語を母語としない子どもを対象に強化学習のサポートや日本語指導を夏休み及び春休みの期間を利用して実施。
実績：令和５年度（夏：全６回）７か国15名、（春：全４回）８か国14名

こども基本法の概要

資料６

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/こどもの貧困の解消に向けた対策の既存の３法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
① 大綱の案を作成
② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和５年４月１日
検討：国は、施行後５年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護**が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。

・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。

・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。

・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1　ライフステージを通した重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進　等）
○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり　等）
○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育　等）
○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策　等）

2　ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保　・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等　・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実　・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止　・不登校のこどもへの支援　・校則の見直し　・体罰や不適切な指導の防止　・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

・高等教育の修学支援、高等教育の充実　・就労支援、雇用と経済的基盤の安定　・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3　子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減　○地域子育て支援、家庭教育支援
○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大　○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

1　こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、２つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）

○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供　等）

○社会参画や意見表明の機会の充実　○多様な声を施策に反映させる工夫　○社会参画・意見反映を支える人材の育成

○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備　○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2　こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）

○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開　等）

○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3　施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使　等）

○数値目標と指標の設定　○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携　○国際的な連携・協力

○安定的な財源の確保　○こども基本法附則第２条に基づく検討

令和６年度　公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金　活動状況

１．子どもの読書推進活動支援事業

〇事業目的
子どもたちの読書を推進する取組みの裾野を広げ、子どもたちの夢や想像力、豊かな感性を育むことを目的としています。
〇助成対象となる団体
県内で子どもの読書推進活動を行う民間の団体・グループ、民間が管理運営する文庫
〇助成金額　１団体１０万円以内の活動費
〇助成決定団体　１０団体

２．学生・生徒による企画提案活動支援事業

〇事業目的
学生・生徒が企画・提案する子どもの健やかな成長をサポートする事業、自らの学びや成長につながる事業を支援することにより、学生・生徒の自主性、積極性、創造性等を高め、次代を担う青少年の育成を図ることを目的としています。
〇助成対象となる団体
県内の大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校に在学する学生・生徒等で構成される団体
〇助成金額　１団体１５万円以内の活動費
〇助成決定団体　６団体

３．青少年健全育成啓発事業

〇事業目的
青少年健全育成に関する研修（講演）会を開催することにより、青少年健全育成活動のリーダーの養成を図ります。また、青少年を取り巻く環境や地域のニーズに応じた広報・啓発活動を行います。

日　　時：令和６年6月5日（水）　13:15～15:40
会　　場：香川県社会福祉総合センター　コミュニティホール（高松市番町）
対　　象：青少年健全育成に関わる者
参 加 者：154名（会場119名、オンライン35名）
事業内容：「こども六法」著者　山崎聡一郎氏をお招きして、「大人から見えない世界で、子どもは何を考えて行動しているのか？～デジタルネイティブ世代を守り、育てる知識～」をテーマとした講演会を開催しました。

４．体験活動事業

（1）ふるさと体験ツアー

〇事業目的
子どもたちが県内の企業やスポットを訪問し、その活動や歴史、自然について、学び、体験することにより、ふるさとへの理解を深めてもらうことを目的としています。

①五色台の自然と歴史探訪コース（１日バスツアー、子どものみ参加）

日　　時：令和６年7月27日（土）　9:00～16:00
会　　場：瀬戸内海歴史民俗資料館（高松市亀水町）、五色台ビジターセンター（坂出市王越町）、根香寺（高松市中山町）
対　　象：県内在住小学３～６年生
参 加 者：小学生17名（定員20名に対し、17名の応募）
料　　金：500円
協　　力：香川大学創造工学部（学生６名参加）、五色台ビジターセンター、根香寺
事業内容：午前中は、瀬戸内海歴史民俗資料館の学芸員さんと共に根香寺を訪問し、昔、青峰山にいた怪獣「牛鬼」や弓名人の山田蔵人高清について学習し、納め札を奉納しました。五色台ビジターセンターに移動して、食事をした後、展示されている菌や野外の虫を観察しました。午後からは、瀬戸内海歴史民俗資料館内の展示物や瀬戸内海の潮目の学習をした後、香川大学創造工学部の学生さんたち企画の館内クイズを楽しみました。

②さぬき市の歴史発見！お仕事発見！～魅力いっぱい夏休み１日体験ツアー～（１日バスツアー、親子参加）

日　　時：令和６年8月1日（木）　8:50～16:20
会　　場：徳武産業株式会社、雨滝自然科学館（さぬき市大川町）
対　　象：県内在住小学３～６年生、保護者
参 加 者：親子14組、32名（定員30名に対し、60名（親子28組）の応募があったため抽選）
料　　金：500円／人
協　　力：徳武産業株式会社、雨滝自然科学館
事業内容：午前中は、雨滝自然科学館内や化石を含む地層の見学、天然石採集をし、実際に葉っぱの化石や雨滝産のガーネットに触れました。午後からは、徳武産業株式会社での会社見学です。社員の皆さんから事業内容について説明をお聞きした後、工場を見学しました。また、ドイツの国家資格を持つ靴マイスターのリーヒェ先生のお話を聞き、歩くことに困難を抱える人たちが歩くことを諦めないための仕事であると学びました。

(2) どきどき冒険キャンプ

〇事業目的
子どもたちが自然の中で体を動かすことの楽しさを体験し、健康で活動的な生活習慣の形成につなげること、また、南海トラフ大地震の発生に備え、その対処に必要な知識や避難行動を取る力を身に付けることを目的としています。

日　時：令和6年8月6日（火）～8月7日（水）1泊2日
（事前説明会・研修会（青少年リーダー講習）　令和6年7月20日（土））
会　場：柏原渓谷キャンプ村　TaTuTaの森（綾川町枌所東）
対　象：県内在住小学4～6年生、青少年リーダー（大学生等）
参加者：小学生23名（定員20名に対し、25名の応募、2名欠席）、青少年リーダー9名（定員10名に対し、9名の応募）
料　金：5,000円（小学生のみ）
特別協賛：公益財団法人松平公益会　　協力：日本ボーイスカウト香川連盟
事業内容：1日目　バスでキャンプ場に到着し、キャンプがスタートしました。班員やスタッフと改めて顔合わせをし、最初に、ボーイスカウトの岡先生から虫よけオニヤンマ作りを学びました。昼食の防災食を食べた後、綾川でライフジャケット講習、命を守るための水難救助法の学習を行いました。夕食は、カレーを作り、キャンプファイヤーでは、班ごとにスタンツを披露したり、みんなで歌を歌ったり、団結を深めました。夜は、自分たちで設営したテントで就寝しました。
2日目　朝食作りでは、自分たちで火を起こし、飯ごう炊飯と防災食パンを使ったホットドッグを作りました。その後、綾川の豊かな自然の材料でフォトフレームを作り、竹を使ったそうめん流し、水中観察、スイカ割りを行いました。
キャンプ2日間で、自然の中で体を動かし、みんなで協力しながら行動する大切さを学ぶとともに、水難救助など、自分たちの身を守るために必要な知識や避難行動を取る力を身に付けました。

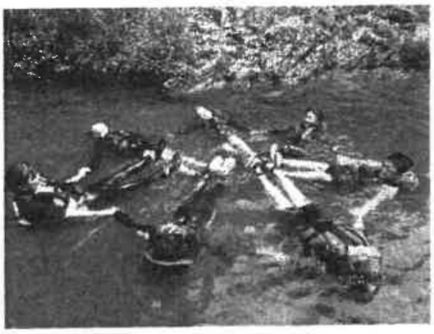

（3）国際交流事業（「クリスマス・インターナショナル・アクティビティ」）

○事業目的
子どもたちが英語などを用いた交流活動を通して、楽しんで外国語を学び、異文化を理解し、外国人等と関わる積極性や協調性を育むことを目的としています。

日　　時：令和６年12月15日（日）　9:30～11:45・13:30～15:45
会　　場：香川国際交流会館（アイパル香川）　中２階交流フロアー（高松市番町）
対　　象：県内在住小学３・４年生
参 加 者：46名（午前の部23名・午後の部23名）
（定員各30名に対し、午前28名・午後29名の応募、計11名欠席）
料　　金：無料
協　　力：公益財団法人香川県国際交流協会
事業内容：国際交流員と英語で自己紹介をした後、国際交流員や香川県青年国際交流機構（香川県ＩＹＥＯ）のスタッフから、出身地（アメリカ・イギリス・韓国・カンボジア・タイ・中国）のクリスマスの様子を聞きました。その後、クリスマスビンゴゲームやクリスマスソングも楽しみました。クリスマスカード作りでは、スタッフと英語で交流しながら、多言語のサインを書いてもらったり、クリスマスに関する言葉の表記を教わったりして、作品を完成させました。

この事業は皆様のご寄付によって運営されています。ありがとうございます。（敬称略）
（特別協賛）公益財団法人松平公益会
（企業、団体）アオイ電子株式会社、穴吹エンタープライズ株式会社、株式会社穴吹カレッジサービス、株式会社アポロシステム、株式会社アムロン、株式会社石垣、今治造船株式会社、株式会社オオタケ、オリエンタルモーター株式会社高松カンパニー、一般社団法人香川県建設業協会、香川県農業協同組合、香川短期大学、株式会社合田工務店、後藤設備工業株式会社、琴参バス株式会社、三喜工事株式会社、株式会社サンテック、四国石油株式会社、学校法人四国高松学園、四国物産株式会社、株式会社シニアライフアシスト、一般財団法人少林寺拳法連盟、株式会社菅組、セーラー広告株式会社、社会福祉法人大寿庵、高松商運株式会社、高松帝酸株式会社、谷口建設興業株式会社、帝國製薬株式会社、テーブルマーク株式会社、株式会社トーカイ、徳武産業株式会社、株式会社長峰製作所、西村ジョイ株式会社、日本手袋工業組合、株式会社百十四銀行、株式会社ヒューテック、株式会社フードテック、株式会社富士クリーン、株式会社フソウ　四国本店、株式会社マキタ、学校法人村上学園、株式会社森孵卵場、山一木材株式会社、勇心酒造株式会社、ユニ・チャームプロダクツ株式会社
（個人）金本　英明、加野　芳正、熊谷　佳美、佐藤　哲也、山本　彰